

財政用語の説明

○会計の区分

・一般会計

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上した会計です。特別会計で計上される経費以外の全ての経費が計上されます。

・特別会計

特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計です。

本県の特別会計（令和5年度）は、次の14会計です。

母子寡婦福祉資金特別会計、就農支援資金特別会計、中小企業近代化資金特別会計、下関漁港卸売市場特別会計(※)、林業・木材産業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、当せん金付証票発売事業特別会計(※)、収入証紙特別会計、土地取得事業特別会計、公債管理特別会計、港湾整備事業特別会計(※)、地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計、国民健康保険特別会計(※)、産業団地整備事業特別会計(※)

(注)※印は、国の地方財政統計上、公営事業会計に区分するもの(後述)。

・一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。

・公営企業会計等

公営事業会計のことであり、上記の特別会計のうち※印の会計及び企業会計の総称です。

なお、企業会計とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用し、独立採算を原則として事業を行う公営企業の会計です。

本県の企業会計（令和5年度）は、次の3会計です。

電気事業会計、工業用水道事業会計、流域下水道事業会計